



# 日・ウクライナ租税条約

(正式名称:所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約)



## 背景

- ウクライナとの間では、現在、1986年に発効した日・ソ租税条約が適用されている。世界有数の農業国、天然資源にも恵まれ、高い経済的潜在能力を有する。これまで商社、メーカー等の日系企業が進出。
- 2022年2月にロシアによるウクライナ侵略が開始。日本はG7を始めとする国際社会と足並みを揃え、強力なウクライナ支援を推進。日本は官民が連携してウクライナの復旧・復興を後押ししており、2024年2月19日に日・ウクライナ経済復興推進会議(於:東京)を開催、その機会を捉えて日・ウクライナ租税条約に署名。
- 2024年7月、ウクライナから、効力発生のために必要な国内手続が完了したことを確認する通告を受領。



## 主な内容(現行条約の全面改正)

### ◆ 二重課税の除去のための規定を拡充

#### (1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

#### (2) 投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉地国での課税を制限

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	5%(親子会社間) 15%(その他)	免税(政府受取等) 5%(金融機関受取等) 10%(その他)	5%

#### (3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続(仲裁手続を含む)

### ◆ 国際的な脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

#### (1) 税務当局間で租税に関する情報交換を行うための規定を拡充(対象租税の拡大等)

#### (2) 租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

#### (3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

## 早期締結の必要性

- 早期に現行の租税条約を改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、国際的な脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。

### ■ 人口

3,674万人(2023年)

### ■ 一人当たりGDP:

5,181米ドル(2023年)

### ■ 進出日系企業:

38社(2023年)

### ■ 進出分野:

卸売・小売、製造等

### (参考)

- ウクライナは、G7諸国、中国、韓国、インド等約70か国・地域との間で租税条約が発効済み。

- 2023年3月に岸田総理(当時)、2024年11月に岩屋外務大臣がウクライナを訪問。2023年5月にゼレンスキー大統領が訪日(G7広島サミット)。

- 2024年2月に署名(於:東京)。